第１１号様式

保育士就職支援金返還債務免除申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　山口県社会福祉協議会会長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

　　　　（法人は事業所等名称・代表者名）住所

　　　　　　　　　　　　　申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　携帯

　下記のとおり保育士就職支援金の（全部・一部）の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 貸付決定番号 | 第　　　　　　号 |
| 貸付期間 | ・　　　　年　　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで・就職準備金の借受者にあっては、　　　年　　月　　日に借入金受入 |
| 貸付総額 | 金　　　　　　　　　円 |
| 免除申請額 | 金　　　　　　　　　円 |
| 在職期間 | 　　　　　　年　　　月から　　　年　　　月（現在）まで |
| 申請事由（□に✔を入れてください） | □　保育補助者雇上費貸付の場合、保育補助者が対象期間中に保育士資格を取得した。□　当該貸付終了後１年の間に保育士資格を取得することが見込まれる、その他これに準ずるものとして山口県が認めた。□　保育料の一部貸付、就職準備金貸付、子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付を受け、保育所等で児童の保護等の業務に２年間引き続き従事した。□　業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった。□　死亡し、又は障害により貸付けを受けた支援資金等を返還できなくなった。 |
| 上記事由の発生 | 発生の時：　　　　年　　月　　日 |
| 上記事由を証する理由等 |  |

添付書類

（１）保育補助者雇上費貸付で保育士資格を取得した場合には保育士登録証の写し

（２）保育補助者雇上費貸付で貸付終了後１年の間に保育士資格を取得することが見込まれる場合には、保育士となる資格取得見込みを証明する書類

（３）業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡した場合には、死亡が確認できる書類の写し・施設長の申立書（任意様式）

（４）業務に従事している期間中に、業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合には、医師の診断書・施設長の申立書（任意様式）

（５）死亡した場合には、死亡が確認できる書類の写し

（６）障害による場合には、医師の診断書

注：免除に係る事由が発生したときは、必ず提出すること。

注：在職期間には、保育補助者雇上の場合は補助者の雇上げ期間を、保育料の一部貸付、就職準備金貸付の場合は保育士本人の勤務した期間を記入してください。